

事業方式

1 事業方式の概要

かつて、ごみ処理施設の事業方式としては、施設の整備・運営を自治体（公共）が実施する「公設公営方式」が主流でしたが、平成 11 年に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（通称「PFI 促進法」）が制定されて以降、民間と連携して公共サービスの提供を行う「公民連携（PPP）方式」を採用する自治体が増えており、現在のくりりんセンターにおいても平成 23 年度から「公民連携方式」のひとつである長期包括的委託による「公設民営方式」を採用しています。

表 1 事業方式別の行政・民間の役割分担

区分		公設公営		公設民営		民設民営(PFI)		
		直営	委託	公設+長期包括的委託	DBO	BTO	BOT	BOO
行政関与度		大 ←————→ 小						
施設の所有	建設時	行政	行政	行政	行政	民間	民間	民間
	運営時	行政	行政	行政	行政	行政	民間	民間
	事業後	行政	行政	行政	行政	行政	行政	民間
資金調達		行政	行政	行政	行政	行政/民間	民間	民間
設計・建設		行政	行政	行政	行政/民間	民間	民間	民間
運転・維持管理		行政	民間	民間	民間	民間	民間	民間
モニタリング		—	—	行政	行政	行政/金融	行政/金融	行政/金融

DBO（設計—建設—運営）

⇒ 民間に設計、建設、運営を一括して委ねる事業方式。資金調達は行政が行う。

BTO（建設—譲渡—運営）

⇒ 民間が施設を建設した後、施設の所有権を行政に移管したうえで、民間がその施設を管理運営する。

BOT（建設—運営—譲渡）

⇒ 民間が施設を建設し、事業契約期間にわたり管理運営する。事業終了後に行政に施設の所有権を移管する。

BOO（建設—所有—運営）

⇒ 民間が施設を建設し、そのまま保有し続けて事業を運営する。事業終了後に行政に所有権を移管せず、施設を解体撤去する。

2 検討の方向性

平成 29 年度の新中間処理施設整備検討会議において、他自治体において採用されているそれぞれの事業方式の概要と近年の採用状況及びその理由について情報を共有しました。

組合においても、直営方式から単年度の管理運営委託、長期包括的委託方式へとその時々において最も効率・効果的な事業方式を採用してきたことを踏まえ、新施設の検討に当たっては、現在のくりりんセンターをはじめとする組合施設の運営形態や各種資格の保有者及び技術者の確保、さらにはこの間、自治体の進めてきた行財政改革の流れや国による PFI の推

進などを踏まえ、他自治体の事例も参考にして、「公設公営」ではなく、「公民連携（P P P）方式」によることとし、D B O方式とB T O方式に重点を置いて検討を進めることにいたしました。

今後は、他自治体の採用事例、循環型社会形成推進交付金及び起債の活用を総合的に勘案し、D B O方式とB T O方式に重点を置いて更に検討を進めていきます。また、本事業の特性等を踏まえ、V F M（バリュー・フォー・マネー）による経済性評価を含む詳細な調査・検討を行います。

【D B O方式】

D B O方式は、民間事業者設計・建設と運転・維持管理を一体的に委ね、施設の所有・資金調達は行政が行う事業方式です。

民間事業者に事業期間における施設の性能の確保を条件として課すことにより、長期間にわたる運営・維持管理を見通した施設設計・建設が可能となります。また、運転・維持管理の手法についても民間事業者に一任することにより業務の効率化が図られ、行政の事業コストの削減が期待されます。

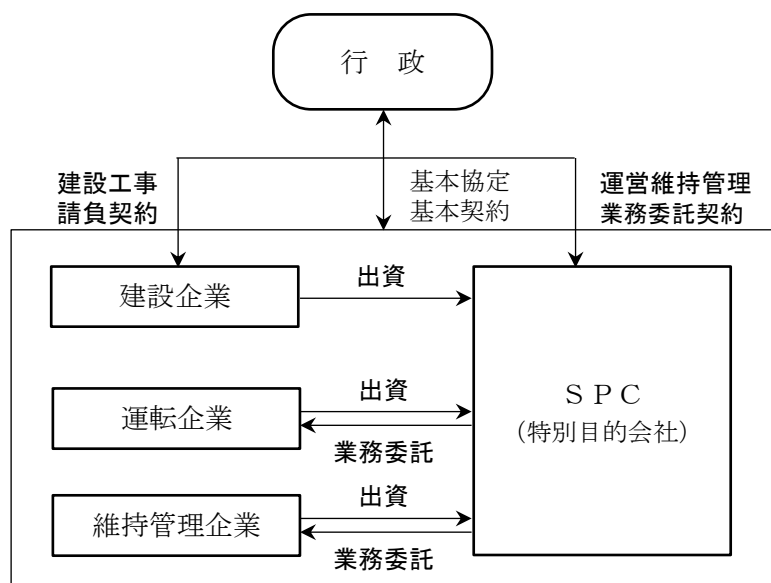


図1 DBO方式の事業スキーム

【ＢＴＯ方式】

ＢＴＯ方式は、民間事業者の資金・経営能力・技術力等を活用し、施設の設計・建設及び運転・維持管理を行う事業方式で、民間事業者が自ら調達した資金で施設の設計・建設を行います。建設後は所有権を行政に移転したうえで、民間事業者が事業期間終了まで運転・維持管理を行います。

ＤＢＯと同様の特徴を有し、民間事業者の創意工夫を活かした業務の効率化が期待されます。また、ＢＴＯでは行政が担う資金調達の一部を民間事業者に移転することができます。

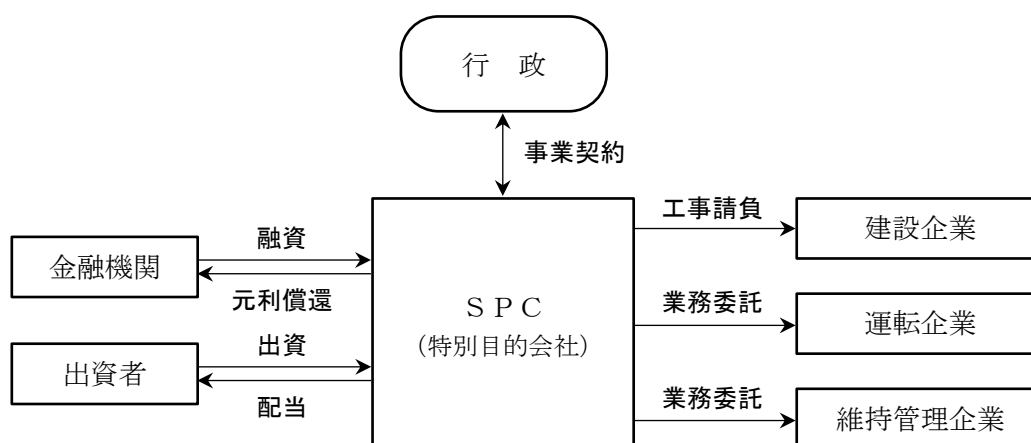


図2 BTO方式の事業スキーム